## 援助の費目

### ■すべての学年で援助する費目

学用品費

給食費

校外教授費 (遠足等参加費)

### ■指定する学年で援助する費目

新入学 学用品費 (入学前 6年 または・または 1年 7年)

夏季施設 参加費 (5年)

移動教室費 (6年·7年) 修学 旅行費 (9年) 卒業 アルバム費 (6年・9年) 義務教育学校 標準服費 (1年·前期課程 転入者)

### ■要件を充たしたとき援助する費目

体育実技 用具費

通学費

医療費

は、白色の費目が学務課から支給されます。(

費目は、生活福祉課から支給されますので、詳細については生活福祉課にお問い合わせください。)

生活保護を受けている方で、就学援助の申請をされた方

※申請月分からの支給となります。

#### 令和6年度就学援助費単価表(予定)

	援助費目	学 年		金 額
	学用品費	1年	月額	1,308円
1		2~6年	月額	1,575円
		7年	月額	2,538円
		8~9年	月額	2,868円
2	学校給食費	1~9年		実費
(3)	新入学学用品費	入学前または1年		51,060円
(3)		6年または7年		60,000円
4	義務教育学校標準服費	1年	年額	20,000円
(5)	修学旅行費	9年		60,000円
<b>6</b>	移動教室費	6年		5,200円
		7年		6,300円
7	夏季施設参加費	5年		10,000円
	校外教授費	1年	年額	950円
		2年	年額	1,050円
		3年	年額	1,400円
		4年	年額	2,500円
8		5年	年額	2,900円
		6年	年額	3,100円
		7年	年額	2,500円
		8年	年額	3,000円
		9年	年額	4,000円
(9)	卒業アルバム費	6年		11,000円
(3)		9年		10,000円
(10)	体育実技用具費 ( 限 度 額 )	7~9年	柔道	7,300円
(0)			剣道	50,000円
11)	通学費 (特別支援学級に進学する児童生徒が対象。)	全学年		実費

- ※この表は、令和6年度の予定額であり、一部変更することがあります。
- ※②給食費は、学校給食費として発生した保護者負担額がある場合に限り、 支給します。
- ※③新入学学用品費については、児童生徒1名あたり1回のみの支給です。 下記令和5年度入学前支給を受けた方は支給されません。
- ・小学校(義務教育学校前期)入学前に支給を受けた1年生
- ・現7年生で、6年生時の認定者。3月の第三回支給で支給されています。

### 【提出・問合せ先】 品川区教育委員会事務局学務課学事係

〒140−8715

品川区広町2-1-36 防災センター・第二庁舎7階 TEL 03-5742-6828 (直通)

受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝を除く)

本誌は再生紙を使用しています。

## ●●●●●●●●●●● 保護者のみなさまへ ●●●●●●●●●●

# 令和6年度就学援助のお知らせ

品川区教育委員会

## 学校でかかる費用の一部を援助します

品川区では、学校生活を円滑に送れるよう、学用品費や校外教授費などの援助をしています。 就学援助を希望される方は申請書に必要な事項を記入して、教育委員会事務局学務課までご提出ください。 〈提出締切:学務課窓口4月30日(火)/郵送4月30日(当日消印有効)〉

なお、令和5年度に認定された方や新入学学用品費の入学前支給を受けた方も改めて申請が必要です。(毎年申請が必要です。)

## 援助の対象となる方

品川区に住所があり、公立小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)に在学する児童・生徒の保護者で①②のいずれかに該当する方

- ① 現在、生活保護を受けている方
- ② 昨年の合計所得金額が下記の金額に満たない方

#### 所得とは・・・

令和5年1月1日から12月末までの期間の収入のうち給与所得者は源泉徴収票の給与所得控除後の金額、事業者は収入額から必要経費引いた額です。

, この表は、令和5年度までに認定となった世帯の所得上限をめやすとしてお示ししています。 、世帯所得が「所得上限のめやす」の範囲内であっても認定されない場合があります。

世帯の人数	所得上限のめやす	世帯の人数	所得上限のめやす
2人	約259万円~約298万円	5人	約390万円~約530万円
3人	約277万円~約385万円	6人	約439万円~約589万円
4人	約332万円~約453万円		

- ※1 所得上限は世帯の構成員の人数により変わります。
- ※2 世帯の人数が同じにもかかわらず、所得上限に幅があるのは、その世帯の年 齢構成により差が生じるためです

#### 所得状況の確認

就学援助の審査には、同一生計の世帯全員に関する令和5年1月1日から12月31日までの期間に関する所得状況の確認が必要です。

世帯判定は、原則住民登録によりますが、保護者の方が単身赴任している場合や、別世帯の扶養親族などは、世帯員に含めます。

① 令和6年1月1日時点で、品川区に住民登録している方の場合

品川区の保有する住民登録、税情報等を利用し、審査を行いますので、原則証明書等の添付は不要です。申請書の保護者氏名欄にご署名ください。

- ② 令和6年1月1日時点で、他区市町村(品川区以外)に住民登録していた方の場合 2ページ上部を参照の上、証明書等を提出してください。
- ※ 世帯員のうち、1名でも所得の確認できない方がいると、認定審査が行えません。まだ申告がお済みでない方は、至急区役所4階税務課または税務署で申告をしてください。

## 申請手続き

### 申請手続き(希望者のみ、下記を確認の上必要書類を提出してください。)

- 1. 令和6年度就学援助申請書(援助希望者のみ提出。)
- 2. **下記①・②の該当者は、添付書類が必要です**。申請書と同時に提出できない場合は、<u>申請書の</u> み4月に提出し、後日添付書類を郵送またはご持参ください。

### ①転入、単身赴任など

- (1) 令和6年1月1日時点で品川区以外に住民登録していた場合(転入等)
- (2) 同居していない同一生計の方がいる場合(単身赴任等)
- → 所得審査の対象者 (平成19年4月1日以前に生まれた方) で、上記に該当する方全員について、アまたはイどちらかの書類が必要です。
- ア 令和6年度の合計所得金額が記載された「住民税課税証明書※」
- イ 令和5年分の「所得税確定申告控の写し」(B票の第1~2表。税務署の受領印がある、または電子申請の受付通知が添付されているものに限る。)

### ②別世帯の扶養親族など

別世帯に税法上の控除対象配偶者や扶養親族として申告している方がいて、世帯人数に加算する 場合

- → その別世帯の方に関する<u>アおよびイ両方</u>の書類が必要です。<u>提出のない場合は、世帯人数</u> に計上せずに審査を行います。
- ア 住民票(全年齢提出)
- イ AまたはBどちらか(平成19年4月1日以前に生まれた方のみ提出)
- A 令和6年度の合計所得金額が記載された「住民税課税証明書※」
- B 令和5年分の「所得税確定申告控の写し」(B票の第1~2表。税務署の受領印がある、または電子申請の受付通知が添付されているものに限る。)
- 別世帯の扶養親族等が、令和6年1月1日時点で品川区に住民登録されている場合は、添付書類は原則不要です。ただし、所得の申告をしていない場合は、追加で証明書類の提出が必要になる場合があります。
- ※ 令和6年度の住民税課税証明書等は、令和6年1月1日時点で住民登録していた区市町村で、6 月から交付されます。

## 注意事項

- ・品川区外にお住まいの方は対象となりませんので、お住まいの区市町村の教育委員会へご相談くだ さい。
- ・課税証明書等は、<u>必ず令和6年度のものをご提出ください(令和5年度のものでは審査ができません。)</u>。
- ・認定された場合、振込口座は学校納付金口座となります。<u>昨年度以前に就学援助の口座変更をした方であっても、学校納付金口座を変更していない場合は、改めて口座変更届の提出が必要です。</u>

## 提出方法

品川区教育委員会事務局学務課あてに郵送またはご持参ください。 (郵送事故がご心配な方は、簡易書留等のご利用をおすすめします。)

※ 学校での受付は行いません。

## 申請~支給スケジュール

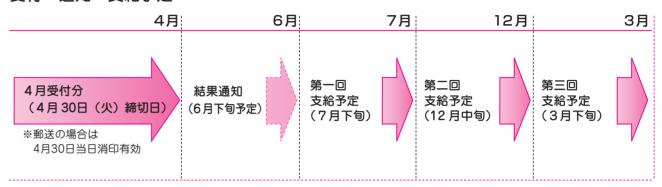
### 申請受付期間

申請書配布後より4月30日(火)締切(学務課窓口提出分)

(ただし、郵送の場合は4月30日当日消印有効)

4月30日(火)以降、翌年2月3日(月)まで随時申請受付しますが、申請月分からの支給となります。また、支払時期が遅れる場合があります。

#### 受付・通知・支給予定



- ※振込口座は学校届出の学校納付金口座です。
- ※学校納付金を滞納している場合は、援助費を学校長口座に直接振り込みます。
- ◆所得超過で不認定となった方で、現在の所得が、失業、倒産、疾病等、本人の意思によらない不慮の事態の発生により、<u>昨年に比べ所得が大幅に減少</u>し認定基準に満たないというご事情がある場合は、お問い合わせください。
- ◆品川区以外にお住まいの方は対象となりませんので、お住まいの区市町村の教育委員会 へご相談ください。

## -- 《記入例》--

